

県土整備部における不適正事案に係る検討会議 報告書（概要）

（令和6年8月20日、検討会議座長から知事に提出）

第1 事件の経過と県の対応

1 事件の経過

(1) 職員の逮捕及び起訴

令和6年1月10日、北千葉道路建設事務所長が収賄の疑いで逮捕され、同月31日付けで起訴された。

令和6年2月28日、県土整備部道路整備課市町村道班長が収賄の疑いで逮捕され、3月19日付けで起訴された。

(2) 公判の結果

令和6年4月30日及び5月1日、元所長・元班長の公判が開かれ、検察官は両名について懲役1年6月（追徴金：元所長約64万円、元班長約128万円）を求刑した。

	元所長	元班長
起訴事実	北千葉道路建設事務所所管工事の入札に関し、予定価格等の入札に関する秘密事項の内報等の謝礼であることを知りながら、令和5年4月から10月までに13回、コンパニオンによる接待や物品の供与等により計43万1,131円相当の接待を受け、また令和5年5月及び8月の2回にわたり、現金21万円の供与を受けた	道路整備課所管工事の入札に関し、予定価格等の入札に関する秘密事項の内報等の謝礼であることを知りながら、令和5年2月から10月までに10回、コンパニオンによる接待や物品の供与等により計23万6,862円相当の接待を受け、また令和5年3月から10月までの4回にわたり、現金104万円の供与を受けた
公判で述べられた主な事項	【接待の端緒・内容】 ・平成28年頃にOBを介して知り合い、平成29年以降接待を受け令和3年以降は元社長が購入したマンションで接待を受けていた。 【情報漏えい及び現金供与】 ・令和3年度以降に情報提供を始めた。庁内ネットワークにアクセスして共有フォルダから情報を入手し、元社長に提供していた。相手方業者が落札できたときは現金を貰っていた。	

6月3日、両名に懲役1年6月・執行猶予3年の判決が言い渡された。

(3) 職員の処分

令和6年6月6日、両名の懲戒免職処分を行った。

(4) 相手方業者への対応

相手方業者に対し、社長の逮捕を受け、12か月間の指名停止措置を行った。

2 事件を受けた県の対応

(1) 初動対応

元所長の逮捕を受け、知事から、綱紀粛正とともに、①外部有識者による第三者委員会の立ち上げ、②公共工事を発注する部局における利害関係者との会食の自粛、③職員倫理条例に係る研修の実施、④入札情報など機密性の高い情報についての適切な管理についての指示があった。

(2) 利害関係者との会食の自粛（令和6年1月11日～継続中）

恒常的に公共工事の発注を行う部局における建設工事に係る業務を担当する所属において、利害関係者との会食を自粛することとした。

(3) 職員倫理条例に係る研修の実施（令和6年1月12日～2月2日）

職員倫理条例が適用されるすべての職員（警察職員・県立学校の教員を除く。）約13,000人を対象にオンデマンド研修を実施した。

(4) 県土整備部における不適正事案に係る検討会議の設置（令和6年2月1日設置）

2月5日に第1回検討会議が開催され、総務専門部会と県土整備専門部会が設置された。

両専門部会は、これまでそれぞれ4回開催され、8月9日に開催された第2回検討会議で、調査・検証の結果等が報告された。

(5) 情報管理の徹底の通知（令和6年2月19日）

全所属に対し、紙媒体の情報を含め機密性の高い情報の取扱いについて徹底するよう求めた。

第2 総務専門部会による調査・検証

1 調査の結果

(1) 事件に関する調査 … 事件の経緯・背景、他の入札情報等の漏えい等の有無、他の職員と相手方業者との関係等について確認するため、書面調査及び対面調査を実施

元所長・元班長	<p>【情報漏えい】「令和3年度以降、元社長への情報提供を始めた。県土整備部や所属の共有フォルダから情報を入手していた」 (元所長が外部の団体に出向していた令和3～4年度は、北千葉道路建設事務所の職員から情報を聞いていた。なお、聴き取りの内容からは、その情報が秘密情報に当たるとまでは言えないものと考えられる)</p> <p>【供応接待】「元社長から『ホームパーティは問題ない』と言われていた」「当初は入札情報を知る立場ではなかった」「倫理条例が施行されたところには既に関係性ができており、立ち止まることができなかった」</p>
相手方業者	<p>【法人】 元社長による行為について、法人としては把握していない</p> <p>【元社長】 起訴事実以外の事実については回答が得られなかった</p>
元所長・元班長 関係所属職員 (調査対象者数 約250人)	<ul style="list-style-type: none"> 元所長と別の所属に在籍している時に、入札公告中の工事に関する問い合わせを元所長から受け回答を断った、という回答があった 元所長や元班長が元社長から供応接待を受けていた旨の回答があった
県土整備部 及び企業局の 建設技術職員等 (調査対象者数 約2,200人)	<p>【元社長所有のマンションでの会食について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8名の職員が元社長のマンションで飲食をしていたことが判明した 飲食を共にした経緯は、OBに誘われた者が3名、元所長又は元班長に誘われた者が5名 回数は、1名が2年間で8回、1名が2年間で4回、その他の6名は1～2回 飲食の費用は、負担をしたと説明したものが3名、支払おうとしたものの結果として支払わなかった職員が5名 複数名がタクシー券を貰ったり、準備されたタクシーで帰宅していた 8名の職員について、元社長に対する情報漏えい、元社長からの働きかけは確認できなかった
関係OB	<ul style="list-style-type: none"> 情報漏えいへの関与は確認できなかった 元所長と元社長との会食の場を設けたことは認めたが、元班長を誘ったことは否定した

(2) 千葉県職員倫理条例に係る全庁実態調査 … 倫理条例の運用や効果の検証を行い、再発防止策検討の基礎資料とするため、倫理条例が適用される全職員に対するアンケート調査を実施
 (調査対象者約13,000人 回答者数約8,600人)

<ul style="list-style-type: none"> 8名が「倫理条例に抵触する行為を行ったことがある」と回答。内訳は、利害関係者からの菓子折りの受領、利害関係者とのゴルフなど 281名が「利害関係者と飲食をしたことがある」と回答。一部に「利害関係者と昼食を共にした際に、昼食代を支払うと言われて断り切れなかった」「利害関係者と飲食をした際に上司に『支払い不要』と言われたため、適正に負担されているか不明」という回答もあった 56名が「利害関係者からの働きかけを受けたことがある」と回答。内訳としては、入札情報等の漏えいの働きかけ、物品の贈与や供応接待といった職員倫理条例に抵触する行為の働きかけが多かった
--

(3) 他の都道府県に対する調査 … 再発防止策検討の基礎資料とするため、他の都道府県の制度に係る調査を実施

<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者との飲食の届出制度がある団体は20団体 利害関係者などからの働きかけを記録する制度がある団体が12団体 契約事務に係る相談制度がある団体は1団体あったが、本県と同様の相談制度を設けている団体はなかった

2 マンションでの会食に関する検証

→マンションでの会食に参加したことをもって「供応接待」を受けたと認定するには様々な角度からの検討が必要

3 再発防止に向けた検証

(1) 判明した課題

<p>【禁止行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○倫理条例の職員の理解が必ずしも十分とは言えない ○職員からの相談体制が十分に機能していない <p>【利害関係者との飲食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1万円以下の利害関係者との飲食をけん制する仕組みがない 	<p>【働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利害関係者からの働きかけは一定程度行われていると思われる ○通報・相談体制が相談対応としては十分に機能していない
---	---

(2) 課題解決に向けた検討

<p>ア 倫理条例の周知徹底</p> <p>イ 倫理条例の運用の改善及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・報告の提出を徹底 ・業者との関係性が長期にわたる場合の対応を検討 <p>ウ 利害関係者との飲食の状況の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食を通じて不適切な関係を持つことを防止 ・職員の負担への配慮 	<p>エ 利害関係者からの働きかけを記録する制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きかけをけん制するとともに組織的に対応する <p>オ 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報・相談体制の見直し等 <p>カ 退職者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者に対する倫理条例等の再周知 ・退職者からの働きかけ記録制度の見直し
--	---

第3 県土整備専門部会による調査・検証

1 調査・検証の視点

不正発生リスクの検証とその低減を図るため、入札契約に係る事務の総点検を行った。

- (1) 県土整備部の事務執行について … 公共事業を実施する部局としての業務の特性を踏まえ、事業者との関係やコンプライアンス確保の方策など、不正発生リスクを低減するための事務執行のあり方を検討

- 県土整備部における業務特性の整理を行い、個別事業者との不適切な関係性の形成抑止について検討
- 国や他県の取組等を参考に、より実効性のある研修等の構築・実施について検討
- 県土整備部における各所属の執務環境整備として、事業者の応接ルールが徹底されているか検証

- (2) 入札契約のあり方について … 入札制度や事務フローについて、国や他の自治体の事例とも比較検討し、より情報漏えいリスクが低く、透明性、公平性の高い制度や事務のあり方を検討

- 国や他県の入札制度の調査や入札事務フローの点検により、情報漏えいリスクの低減や透明性、公平性の確保について検討
- 工事費内訳書や総合評価の技術資料の確認方法について、不自然な入札を抽出する方法がないかを検討
- 国や他県の違反業者への取組について、法令や他県の事例等を参照し、ペナルティーのあり方について検討

- (3) 入札情報等の管理のあり方について … 予定価格などの金額や総合評価に係る情報の取扱いについて、現状の検証と、漏えいリスクを低減する方向で、あり方を検討

- 金額・技術審査等の電子データ等の取扱いについて、情報漏えいリスク低減の方法を検討
- 情報を扱う職員の厳格化・標準化による情報漏えいリスク低減の方法を検討

2 調査・検証の内容

- (1) 県土整備部の事務執行について

ア 県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査

県土整備部の業務の特性を踏まえた事業者との関係性のあり方や、不正発生リスクを低減させるための事務執行のあり方を検討するため、県土整備部出先機関の幹部職員を対象にアンケート調査を実施

- ・ 建設業者との意見交換等における会食の必要性については「必ずしも必要でない」という意見と「関係性構築に効用はある」という双方の意見があった。
- ・ 夜間・休日における業者との連絡方法については「個人携帯電話を使っている」という回答が約31%あった。
- ・ 応接ルールについては、「全て徹底できている」又は「概ね実施されている」という回答が約95%と大多数を占めた。

イ 千葉県及び他県におけるコンプライアンス確保の取組の検証

職員の逮捕事案の発生を受け、千葉県の現在の研修などの取組状況及び関東近県の取組の事例について確認

- (2) 入札契約のあり方について

ア 入札方式等の検証

- ・ 現在、千葉県の一般競争入札の割合は全国的に少ない部類となっている。
- ・ 一般競争入札を多く実施する都道府県においては、不良・不適格業者の排除、工事の品質確保、地域産業の育成を図るため、工事の種類や発注金額に応じた格付等級、過去の工事実績や工事成績、本店所在地、災害協定の締結などを入札参加資格として設定している。
- ・ 一般競争入札では透明性、公平性の確保や、発注者の裁量の余地が少なく客観性を確保できるといった効果がある一方で、公募期間を確保するため時間がかかるなど、受発注者双方で事務負担が大きくなる。
- ・ 事務の負担軽減や効率化の工夫として、他団体においては、事後審査型の活用、総合評価落札方式の評価点数を自動算出できるシステムの導入、総合評価審査業務の集約、施工計画を求める工事の技術的難易度を踏まえた絞り込みなどの取組がなされている。

イ 職員への贈賄を行った業者に対する指名停止期間の検証

- ・ 近隣自治体において、千葉県よりも指名停止措置における標準期間が長い自治体がある。

ウ 工事費内訳書の再確認（不正を事前に把握する取組の検証）

- ・ 市販の積算ソフトの活用、同種工事の金入り設計書の開示請求などの取組により業者の積算能力が向上しており、工事費内訳書から特異な違いを見つけることは難しい。

- (3) 入札情報等の管理のあり方について

ア 県土整備部共有サーバーの利用状況調査

情報漏えいがあったとされる令和5年2月～10月の間における県土整備部内所属の情報管理状況を調査

- ・ 機密性の高い情報へのパスワードの設定について、職員への周知徹底が十分に行われていなかったという状況が確認された。

イ 入札に関する情報等への職員の関与の状況等の検証

千葉県及び他都道府県における調査基準価格及び最低制限価格の算出方法、決定時期、また、総合評価落札方式における提案例の作成時期や作成理由などについて検証

- ・ 調査基準価格等を開札時にシステム上で算出する方式など、入札情報の作成における職員の関与をなるべく少なくする取組を行っている自治体があることが確認された。

第4 検討会議としての提言

1 コンプライアンス及び倫理条例の更なる周知徹底について

- 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員に更なる周知徹底を図るべきである。
- 今回の事件を教訓として、職員が自分事として理解できるよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。
特に県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、職員への意識付けのための取組を行うべきである。
- 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。

2 事業者との適切な関係性の確保について

(1) 利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて

- 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高め、不適切な関係につながらないように、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。
- 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

(2) 夜間・休日における事業者への連絡手段について

- 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがあるため、働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。

3 働きかけへの対応について

(1) 利害関係者からの働きかけを記録する制度について

- 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる利害関係者から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。

(2) 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について

- 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。
- 「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。

4 退職者への対応について

- 県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。

5 入札契約のあり方について

(1) 入札方式について

- 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。

(2) 不正を事前に把握する取組について

- 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。

(3) 不正を行った業者に対するペナルティーについて

- 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。

6 入札情報等の管理のあり方について

(1) 職員間の情報共有のあり方について

- 全庁ファイル共有システムの使用に当たり、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。

(2) 入札に関連する情報への職員の関与について

- 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。